

必ずお読みください。

死亡届を提出された方へ

死亡届を受領しました。

内容について、開庁日の8時30分から審査を行い受理（または不受理）決定をします。原則、受理日（不受理）は、受領した日になります。

死亡届書中に訂正や修正などの不備があった場合は、提出の際に記入された連絡先に電話をし、訂正のため開庁日以降の平日に来庁していただくことがあります。訂正できる人は原則として届出人（死亡届に署名した人）です。

開庁してから審査事務を行いますので、死亡記載の戸籍や住民票の証明書の発行には時間を要しますのでご了承ください。

また、◎亡くなられた方の本籍地や住所地が始良市外にある方は、開庁日以降に本籍や住所のある市区町村役場へ通知しますので、更に時間を要します。（約7日程度かかります。）

死亡に伴う市役所での主な手続きについて

- ① 亡くなられた方の住所が始良市
市民課（加治木・蒲生は市民福祉係）窓口にお越しください。
各課への案内書類をお渡しします。
- ② 亡くなられた方の住所が始良市以外
住所のある市区町村役場での手続きになります。上記の「◎」のとおり死亡の通知がその市役所に届いてからの手続きになりますので、ご注意ください。
通知が届いていることを住所のある市区町村役場に電話等で確認したうえで
手続きに行くことをおすすめします。

死亡届に関する問合せ先

| | | | | |
|-------|----------|-----|----|------------------|
| 始良市役所 | 始良庁舎 | 市民課 | 電話 | 0995-66-3111（代表） |
| 加治木庁舎 | 加治木市民福祉係 | | 電話 | 0995-62-2111（代表） |
| 蒲生庁舎 | 蒲生市民福祉係 | | 電話 | 0995-52-1211（代表） |

裏面へ続きます

来庁される方へお願いします。

- ① 本人確認書類（運転免許証など）と印鑑（認印で可）をご持参ください。
- ② 届出人が来庁できない場合は、委任状が必要な場合があります。
- ③ 手続きによっては、亡くなられた方との関係（続柄）により、戸籍謄本、住民票などのご提出が必要な場合があります。

主に必要な書類一覧

※ 住所が始良市の場合

亡くなられた方の

- 印鑑登録カード
- 国民健康保険証または後期高齢者医療被保険者証（加入者）
- 国民年金手帳（加入者）または国民年金受給者証（受給者）
- 介護保険被保険者証
- 障害者手帳

※1 すべての書類が揃っていない場合でも受付や説明等をしています。

※2 上記の書類以外に後日、提出をお願いする場合があります。

主な各課での手続き

詳しいことや気になることがありましたら担当課へご連絡ください。

始良市役所 0995-66-3111（代表）

・ **健康保険課** 0995-66-3119（直通）

年金や健康保険証（後期高齢者医療保険、国民健康保険）のこと

・ **長寿・障害福祉課** 0995-66-3251（直通）

介護保険、福祉サービス、障害者手帳に関すること

・ **税務課** 0995-66-3153（直通）

市民税や相続に関すること

上記の手続きは、加治木庁舎、蒲生庁舎でも行えます。